

令和元年12月11日

現場代理人の取扱いの一部改正について（お知らせ）

このことについて、次のとおり一部改正しましたのでお知らせいたします。

1 改正内容

- (1) 現場代理人の常駐を要しない場合の要件のうち、1件の工事の請負額を2,500万円未満（建築一式5,000万円未満）から3,500万円未満（建築一式7,000万円未満）に改める。
- (2) 他工事と現場代理人が兼務する場合の要件のうち、各々の工事請負額を2,500万円未満（建築一式5,000万円未満）から3,500万円未満（建築一式7,000万円未満）に改める。

2 適用日

令和元年12月11日

【担当】

長崎市桜町2番22号

長崎市理財部契約検査課 工事契約係

TEL：095-829-1276

長崎市理財部検査指導室

TEL：095-829-1241